平成２５年（フ）第５１号
長野県小諸市大字山浦669番地
債務者　長坂　　操
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４１５号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目15番９号　メゾン愛202、前住所静岡県浜松市東区中郡町751番地　アートピア西ケ崎102
債務者　守屋　誠治
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
静岡県袋井市愛野東１丁目３番地の８　プロフォンドＢ202号室
債務者　落合みどり
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１６７号
大阪府門真市打越町８番１号
債務者　江入　一隆
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３００号
大阪市浪速区浪速西４丁目１番50―108号佐邉方、前住所大阪市浪速区木津川２丁目３番81号
債務者　徳山輝三こと　洪　　輝三
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４０６号
大阪府守口市大日町２丁目29番18号
債務者　坂本　　潤
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１号
静岡県焼津市五ケ堀之内390番地の３
債務者　陶山　敬司
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６１号
千葉県木更津市新田２丁目９番30号
破産者　清水　晶子
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１１５号
札幌市中央区南８条西10丁目1277―１　カブトビル48―302号、住民票上の住所札幌市中央区南７条西８丁目1032番地３　南７西８ビル103―201号
破産者　木村　郁子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１５号
茨城県水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート８棟201号、前住所茨城県笠間市鯉淵6612番地36　ピースフルコーポセキネ101
破産者　大畠　里子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６３号
埼玉県入間市宮寺643番地８
破産者　庄司　高文
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６１号
埼玉県川越市豊田町２丁目11番地９　レオパレスローズ101号、前住所埼玉県川越市南大塚３丁目17番地３　レオパレスヴィントⅠ103号室
破産者　石杜　　淳
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２８５号
埼玉県所沢市青葉台1289番地の１　グランシードミズホ105
破産者　益田　栄治
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１２号
埼玉県川越市大字天沼新田345番地68、前住所埼玉県ふじみ野市亀久保1683番地23
破産者　三吉　和彦
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１３号
埼玉県ふじみ野市亀久保1683番地23
破産者　三吉　裕美
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５号
長野県上田市浦野60番地１、開始決定時の住所長野県千曲市大字森2214番地２
破産者　林　　尚美（旧姓清住）
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部